

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、藤枝駅前一丁目8街区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規程により公告する。

平成29年2月21日

静岡県知事 川勝平太

1 組合の名称

藤枝駅前一丁目8街区市街地再開発組合

2 事業施行期間

事業計画の認可公告の日から平成30年度まで

3 施行地区に含まれる地域の名称

藤枝市駅前一丁目8番2、8番3、8番7、8番8、8番10、8番11、8番12、8番13、8番14、8番15、8番16、8番17、8番18、8番19、8番21、8番22、8番23、8番24、8番25、8番26、8番27、8番28、8番29、8番30、8番31、8番38、8番39、8番41、8番42、8番43、287番6、660番7、660番8、660番9の全部、8番32、8番33、8番34、8番35の各一部

4 事務所の所在地

藤枝市駅前二丁目7番26号

5 設立認可の年月日

平成27年1月16日

6 定款の変更の認可の年月日

平成29年2月10日